行政文書公開決定等審査報告書

令和４年５月３０日

大和市長　大　木　　哲　殿

大和市情報公開審査会

会　長　　大　津　浩

令和４年４月１１日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙参照
審　査　の　結　果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書について不存在であることを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。 なお、本案件については、対象文書中、議案書の記載内容に対する内部意思決定文書（起案用紙含む。）について本審査会としての意見を付する。

第１　審査請求の経過

１　令和３年６月１７日、審査請求人は、本件行政文書について情報公開請求をした。

本件行政文書は、YAMATO 文化森管理組合における平成２８年６月開催の設立総会から令和２年６月開催の定時総会までの各種総会についての次の文書である。

【①文書】議案書の収受に係る起案用紙

【②文書】議案書の記載内容に対する内部意思決定文書（起案用紙含む。）

【③文書】総会出席職員の氏名及び職名が確認できるもの（ただし、令和２年３月開催の臨時総会と同年６月開催の定時総会は除く）

２　同年７月３０日、大和市長は、本件情報公開請求に対し、本件行政文書が不存在であることを理由に行政文書非公開決定処分（以下「原処分」という。）をし、同決定通知書を交付した。

３　同年８月１７日、審査請求人は、大和市長に対し、原処分の取消しを申し立てる審査請求をした。

第２　当事者の主張

１　審査請求人の主張

（１）　審査請求書より

実施機関は本件行政文書については文書不存在につき、非公開決定であるという。

しかしながら普通地方公共団体が行政文書として徴取した各議案書の取得に係る起案用紙はもとより、取得した当該各議案書に記載する内容を承認しているにもかかわらず、その承認に係る内部意思決定文書（起案用紙を含む。）を作成しないなど考えられないこと、また、当該各総会に出席をし、それぞれの議案に賛否の意思を表示した職員らが必ずいたことはいうまでもなく、したがって、本件行政文書は当然に存在するものであるから、実施機関は、本件行政文書を審査請求人に公開する義務を負うものである。なお、実施機関は、公開することができない理由を、単に、「文書不存在のため」と付記するところ、当該理由は、理由付記の瑕疵・欠缺により取消しを免れないことから、仮に本件行政文書が不存在であったとしても、その取消しをも求めるものである。

（２）　反論書より

実施機関の弁明書によれば、①文書及び②文書につき不存在の理由を作成していないからとする。

しかし、これら行政文書が作成されていないとすると、大和市を代表、又は大和市長を代理して本件管理組合の各総会に出席した実施機関の職員は、そこで議決される議案の賛否はもとより、そもそもその議案内容をどのように確認し判断したのであろうかという疑問を払拭できない。

③文書については、不存在の理由を保存年限が過ぎたことを理由に廃棄したというが、③文書中、令和２年６月開催の総会に係る出席届については、本件情報公開請求時点より１年を経過しておらず、仮に③文書の保存期間が１年としても廃棄できないは

ずである。

２　実施機関の主張

①文書及び②文書の不存在の理由は作成していないことにある。

③文書については、本件管理組合の各総会の開催の際に実施機関から本件管理組合に提出される出席届を該当文書として特定するが、本件情報公開請求時点で保存期間経過のため廃棄したため不存在とした。

第３　当審査会の判断

１　理由付記の不備について

審査請求人が主張する本件処分における理由付記の不備については、大和市における情報公開制度を規律する大和市情報公開条例に基づき判断するに、同条例第１１条第４項は行政文書が不存在である場合には、決定通知書における理由付記を不要と定める。

そうであるとすると、行政文書が不存在である場合に請求者の手続保障の観点から決定通知書に不存在であることの理由を付記することの是非は別論として、少なくとも本事案においては原処分を直ちに取り消すことにはならない。

２　実施機関の主張の合理性について

本件行政文書が不存在であることについての実施機関の主張を検討するに、①文書及び②文書については、特に②文書の作成の是非については後に付言するが、これら文書をそもそも作成していない以上、不存在であること自体の理由としては合理性を欠くところはない。

また、③文書については、大和市行政文書管理規則第９条第３項に基づき実施機関が保存期間を１年と設定し、本件情報公開請求日である令和３年６月１７日時点では、この保存期間が満了したため、同規則第１５条第１項に基づき実施機関が廃棄したものである。

そうであるとすると、③文書につき不存在であるとする実施機関の主張に合理性を欠くところはない。

なお、審査請求人は、③文書のうち、令和２年６月開催の総会に係る出席届については、本件情報公開請求時点より１年を経過していないと主張するが、審査請求人は自ら本件情報公開請求の対象文書から令和２年６月開催の総会に係る文書を除いているのであるから、その主張は合理性を欠くものである。

３　結論

上記のように、本件行政文書が不存在であることについての実施機関の主張には合理性が認められるため、原処分は妥当である。

４　付言

本審査会は、原処分を妥当と判断するも、②文書のあり方について、なお念のため、次のとおり付言する。

そもそも、行政機関による意思決定は何らかの根拠や権限に基づくものでなければならず、本審査会としては、本件管理組合の総会における議案への賛否に係る意思決定（以下「本件意思決定」という。）に直接かかわる行政文書が作成されていないとしても、その根拠や権限について明らかにするべきと考える。

この点につき、実施機関によれば、本件管理組合の総会に出席する実施機関の職員は、文化スポーツ部長又は同部図書・学び交流課長であり、本件意思決定権限を含む代理権を市長から授与され、代理人選任手続を経ているとのことである。

また、本件意思決定は、本件管理組合の管理費と修繕積立金の財務会計に係るものであるが、これらの大和市負担分については、YAMATO 文化森管理組合規約に定められた例年並みの管理費と修繕費の負担分に留まってる点で、特に新たな意思形成を必要とするものではなかったことに加えて、大和市議会における予算承認手続を経ているものであり、本件意思決定はこの予算の枠内にある点、全くの白紙委任によるものではなく代理権の合理的な範囲内によるものということができる。

以上から、本件意思決定は、大和市長から授与された代理権に基づくものということができる。

もっとも、原処分は妥当としても、実施機関としては、市民の「知る権利」の尊重という情報公開制度の趣旨（大和市情報公開条例第１条）を踏まえ、本件意思決定の根拠となる代理権限や、代理人選任手続に係る行政文書があることについて審査請求人に対して示すことが望ましいものと考える。

加えて、本件意思決定は大和市長から授与された代理権に基づくものとしても、根拠のあり方としてやや迂遠ともいえ、今後は、本件管理組合の総会の都度、当該総会での議案へ賛否を示すことについての内部意思決定手続を取りこの手続にかかる行政文書を残すことが望ましいものと考える。

第４　審査の経過

令和４年４月２５日　審議（同日結審）